

# オンラインによる運転免許の 意見の聴取・聴聞を試行します。



Q 「意見の聴取」や「聴聞」とは？

A 運転免許の取消しや90日以上運転免許の停止等の不利益処分を受ける方が、処分を受ける前に自己に有利な証拠を提出したり、意見陳述や弁明を行うことが出来る制度で、処分を受けられる方の権利として法律上保証されているものです。

Q 今回の試行の対象となる意見の聴取・聴聞は？

A 90日以上運転免許の停止に係るものです。

## 「意見の聴取」・「聴聞」がオンライン化して どのように変わる？

【現行】

- ・開催場所 福島と郡山の運転免許センターのみ。
- ・実施方法 聴聞官等と対面により実施。

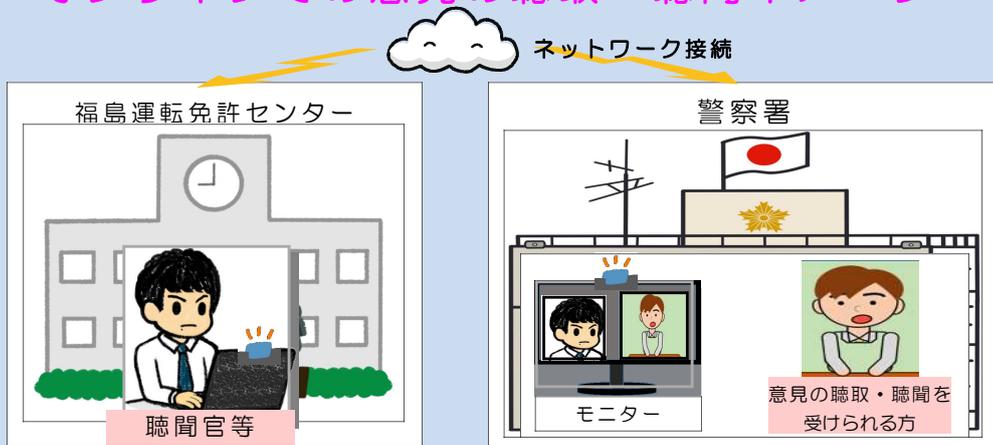
【今後】

- ・開催場所 3警察署（郡山警察署、いわき中央警察署、会津若松警察署）
- ・実施方法 福島運転免許センターと上記警察署をネットワークで接続し、Webカメラを使用して実施。

※ なお、福島運転免許センターにおける聴聞官等との対面による「意見の聴取」・「聴聞」は継続します。

これまで「意見の聴取」・「聴聞」に出席される方は、指定された日時に福島・郡山の運転免許センターに出向いていただいていたのですが、オンライン化を試行することによって、お住まいの近くの上記警察署で「意見の聴取」・「聴聞」を受けていただくことが出来るようになります。

## オンラインでの意見の聴取・聴聞イメージ



試行状況を検証して、対象警察署の拡大等について検討していきます。



【意見の聴取・聴聞】に関するお問い合わせは、  
福島県警察本部交通部運転免許課行政処分第一係まで TEL 024-522-4372（代表）